

**令和 8 年度（教生委）第 32 号
多賀町立図書館読書のまちづくり映像および広報物制作等業務委託仕様書案**

1 概要

(1) 事業名

令和 8 年度（教生委）第 32 号多賀町立図書館読書のまちづくり映像および広報物制作等業務委託

(2) 事業の目的

本業務は、第 4 次多賀町子ども読書活動推進計画に基づき実施する「読む、語る、花ひらく。本のチカラ 読む 読む 大作戦」の推進を支援することを目的とする。

子どもが主体的に読書活動へ参加し、読書を通じて学び、表現し、その成果が図書館、学校、地域等へ広がり、再び子どもへ還流する循環型読書環境を構築するため、専門的知見を活用し、映像制作、デザイン制作、広報支援、YouTube 等を活用した映像発信および仕組みづくりの支援を行う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日(金)までとする。

(4) 履行場所

多賀町大字四手 976 番地 2

(5) 提案上限額

本業務の提案上限額は、別途定める「実施要領」のとおりとする。

提案者は、当該金額の範囲内で、事業目的を達成するために最も効果的な業務内容、制作物、実施方法および広報展開を提案すること。

ア 経費の負担範囲

提案上限額には、必須事業および提案事業の履行に必要な「一切の経費」を含むものとする。

（想定される経費の例）

制作・作業費：企画費、デザイン費、撮影費、編集費、印刷費、製造費、SNS 発信支援費

権利・謝礼等：著作権・音楽・書影・素材等の使用料、出演謝礼、肖像権等の権利処理費

諸経費：交通費、通信費、送料、その他業務履行に必要な経費

イ 見積書の作成方法

提案者は、見積内訳を「必須事業」と「提案事業」に区分して記載し、合計額が提案上限額の範囲内に収まることを明らかにすること。

(6) 業務実施上の基本方針

本業務は、提案上限額の範囲内で確実に実施可能な内容とすることを最重点とする。そのため、本仕様書では、業務を次の 2 つに区分する。提案者は、必須事業の履行を優先し、提案事業を追加する場合であっても、提案上限額を超えない範囲で実施可能な内容とすること。

なお、提案にあたっては、事業目的の達成に支障のない範囲で、既存素材、汎用的な制作手法、既存サ

ービス、簡易な運用方法等を活用し、制作費、運用費および後年度負担の低減に努めること。

区分	内容
必須事業	提案上限額の範囲内で必ず実施する事業
提案事業	必須事業を確実に実施した上で、提案上限額の範囲内で実施可能な場合に提案を求める事業

2 契約書類等の構成および優先順位

(1) 契約書類等の構成

本業務の契約内容は、契約書、本仕様書、発注者が公表または通知した質問回答書等の補足資料、および受託者が提出した企画提案書、プレゼンテーション審査での提案ならびに質疑応答内容（以下これらを総称して「企画提案書等」という。）により構成する。

発注者が公表または通知した質問回答書等の補足資料は、本仕様書を補足または修正するものとして扱う。各書類等に相違や疑義が生じた場合の優先順位は、次のとおりとする。

ア 契約書

イ 発注者が公表または通知した質問回答書、補足資料その他の書類

ウ 本仕様書

エ 企画提案書等（受託者は、企画提案書等の内容が本仕様書の水準を上回る場合など、発注者が本業務の目的達成に資すると認めて採択した事項については、本業務の一部として履行しなければならない。ただし、これにより本仕様書に定める必須事項が免除または軽減されることはない。）

(2) 契約書類等の優先順位

契約締結後は、本仕様書および関係書類中の「提案者」は、「受託者」と読み替えるものとする。

3 全体事項

(1) 業務実施体制および工程表の提出

受託者は、発注者と協議し契約締結後速やかに、業務実施体制、業務工程表、確認・校正スケジュールを発注者に提出し、承認を受けること。

(2) 事業全体の企画・運営支援

受託者は、本事業の目的を踏まえ、各取組を有機的に連携させるための企画支援を行うこと。

また、「読む、語る、花ひらく。本のチカラ 読む 読む 大作戦」の実施にあたり、子どもが主体的に参加したくなる仕組みや継続的な参加を促す仕掛けについて提案を行うこと。

4 読書プロモーション映像制作および SNS 発信

(1) 読書プロモーション映像制作

受託者は、本事業の趣旨を広く周知し、子どもや保護者、地域住民の読書活動への関心を高めるため、

読書プロモーション映像を制作すること。

ア 企画構成

受託者は、受託後に発注者と協議の上、映像の構成案、撮影内容、出演者、撮影場所、活用方法、SNS 配信方法等を企画すること。

イ 撮影

図書館、学校、地域施設等において撮影を行うこと。撮影場所、撮影日程、出演者等は、発注者と協議の上決定する。

ウ 編集

次の映像を制作すること。

区分	内容
本編映像	10 分程度 1 本 地域施設および小中学校での上映等を想定 ※被写体は、未成年者を含む同意を得た人物を想定
ダイジェスト版	15～30 秒程度 2 本程度 町公式 LINE・Instagram での配信を想定 ※本編映像の撮影素材を活用して制作することとし、追加撮影は要しない ※各 SNS の表示に適した縦型（9:16）を基本とし、無音再生でも内容が伝わるよう字幕（テロップ）中心で編集すること ※被写体は、成人かつ同意を得た人物を想定
ナレーション	編集すること。テロップ中心とすることができる
BGM	BGM を使用する場合は、著作権処理済み音源、使用許諾済み音源または商用利用可能な無償音源等を使用すること。

エ 広報活用支援

映像を多賀町公式 LINE（多賀町公式アカウント）、Instagram（多賀町公式アカウント）等で効果的に活用できるよう、次の事項について助言および提案を行うこと。

- (ア) タイトル・投稿見出し
- (イ) サムネイル・冒頭画面
- (ウ) ハッシュタグ
- (エ) 投稿時期
- (オ) 投稿文案
- (カ) 字幕設定（無音再生対応）
- (キ) QR コードからの誘導方法
- (ク) 二次利用方法

(2) SNS への動画掲載支援

ダイジェスト版映像は、発注者が管理する町公式 LINE および Instagram により発信する。投稿作業は発注者（町職員）が行うものとし、受託者は町職員が円滑に投稿できるよう、次の支援を行うこと。

- ア 各 SNS の仕様に適したデータ形式・縦型（9:16）での納品
- イ 投稿文案の作成・提案

ウ ハッシュタグの提案

エ 投稿時期・投稿順序の提案

オ 投稿手順をまとめた簡易なマニュアル（手順書）の作成

カ 初回投稿時の操作に関する助言（対面またはオンライン）

キ 投稿後の表示確認に関する助言

5 読書リストおよび各種広報物等のデザイン・制作

受託者は、本事業の趣旨に沿い、子どもが親しみやすく、継続的に活用できる読書リストおよび各種広報物等をデザイン・制作すること。

制作物は統一感のあるデザインとし、子どもが親しみやすく、継続的な活用が可能なものとする。

(1) 読書リストデザイン制作・印刷製本

項目	内容
数量	1,700 部
ページ数	12 ページ程度
サイズ	A5 判程度
色数	両面カラー4 色
製本・加工	中綴じ
内容	発注者が指定または承認する図書、読書活動案内、QR コード、読書ビンゴ要素、SNS（多賀町公式 LINE・Instagram）への誘導等

リスト掲載図書には、必要に応じて QR コードを活用し、蔵書検索、図書館ホームページ、町公式 SNS（LINE 友だち追加・Instagram 公式アカウント）等との連携を図ること。

(2) 読書ビンゴ要素の企画・デザイン

読書活動への参加を促すため、読書ビンゴ要素を企画し、チラシまたは読書リスト内に組み込んで制作すること。

ビンゴ要素は、穴あけ加工等の特殊加工を必須とせず、子どもが自分でペンを用いてチェックを入れる方式、色を塗る方式、または図書館・学校図書館への来館時等にスタンプを押す方式など、低コストで継続的に運用しやすい方法を基本とする。

また、ビンゴの内容は、読書冊数の達成だけでなく、NDC 分類、読書ミッション、蔵書検索、図書館や学校図書館の利用等と QR コード等を活用し連動させ、子どもが楽しみながら多様な読書活動に参加できるものとする。

なお、別刷りビンゴカード、シール台紙、厚紙加工、穴あけ加工、ミシン目加工、デジタルスタンプ等を行う場合は、提案上限額の範囲内で実施可能な提案事業とする。

項目	内容
掲載媒体	チラシまたは読書リストの中に掲載
ページ数	1 ページ程度
方式	チェック式、色塗り式、スタンプ式等

(3) ポスター制作・印刷

項目	内容
数量	100 枚
サイズ	A3 判程度
色数	片面カラー4 色
内容	事業周知、町公式 SNS（LINE 友だち追加・Instagram 公式アカウント）への QR コード誘導等
掲示場所	図書館、学校、地域施設等を想定

(4) チラシ制作・印刷

項目	内容
数量	1,000 部
ページ数	両面 1 枚
サイズ	A4 判程度
色数	両面カラー4 色
内容	事業周知、読書活動案内、読書ビンゴ要素、町公式 SNS（LINE 友だち追加・Instagram 公式アカウント）への QR コード誘導等
配布先	図書館、学校、地域施設等を想定

(5) のぼり旗制作・印刷

項目	内容
数量	20 枚
サイズ	600mm × 1,800mm 程度
色数	片面カラー4 色
内容および素材	子どもが油性マーカー等で自分の好きな本を直接書き込める「升目欄（記入スペース）」を設けたデザインののぼり旗を制作すること。 なお、素材についてはペンの滲（にじ）みを抑え、子どもが書き込みやすくするため、「トロマット」または「トロピカル」等、一般的なのぼり旗の生地（テロンボンジ等）よりも繊維の目が詰まった布生地を想定している。デザインについては、契約締結後に協議会等において検討し発注者と協議のうえ決定するものとする。
その他	竿通し付き
付属品	ポールおよび注水台は、含まない。

(6) 児童生徒の読書感想文等の編集・レイアウト

項目	内容
数量	7 冊程度（発注者が印刷）

サイズ	A4 判
印刷	モノクロとし、印刷は発注者（庁内プリンタ）が行う。受託者は編集および印刷用データ（モノクロ・庁内プリンタで判読可能な形式）の作成までを行う
備考	想定最大寄稿者数 20 名、原稿文字数 1 人あたり約 2,000 文字程度。寄稿者から提出される手書き原稿からの文字起こし作業を含む。

6 デジタルコンテンツ等制作

(1) QR コード等を活用した情報連携

受託者は、子どもが紙の媒体からデジタル情報へスムーズにアクセスできるよう、連携の仕組みを構築すること。本項目では、QR コードを活用した蔵書検索、町公式 SNS、図書館ホームページ等への情報連携を基本とする。受託者は、納品前にすべての QR コードについて確実な読み取り確認およびリンク先確認を行うこと。また、確認結果を整理し、発注者に提出すること。主な内容は、次のとおりとする。

- ア 読書リスト等から蔵書検索への誘導
- イ 読書リスト等から町公式 SNS（LINE・Instagram）への誘導
- ウ 読書リスト等から図書館ホームページまたは関連情報への誘導
- エ QR コードの掲載位置、デザインの調整および読み取り確認

(2) AR 技術または AR に類する演出を活用したデジタルコンテンツ制作

子どもが楽しみながら読書に関われるよう、QR コード等を入口とし、AR 技術または AR に類する演出を活用したデジタルコンテンツを制作すること。

ここでいう AR 等とは、印刷物などに関連付け、スマートフォン等の画面上に画像や動画、音声などを表示・再生し、体験を拡張する表現を指す。

専用アプリ開発や本格的な 3D 表示などは必須としない。QR コードや Web ページ、疑似 AR 表現などを活用した低廉な提案を歓迎する。

制作費および本年度の運用費は提案上限額に含む。高額なサーバー費やライセンス費が発生する提案は原則求めない。翌年度以降に費用が発生する場合は内容および概算額を明示すること。なお、継続利用を保証するものではない。

提案者の負担を減らすため、提案書には以下の事項を簡潔に記載すること。

- ア コンテンツの内容および実現方法
- イ 費用を抑える工夫
- ウ 翌年度以降の継続費用（概算額）および継続しない場合の影響
- エ 発注者側での更新・修正の可否
- オ 個人情報取得の有無

評価にあたっては、技術の高度性よりも、子どもの利用しやすさ、運用の容易さ、費用対効果および後年度負担の少なさを総合的に評価する。

(3) 地域資源を活用した収集型コンテンツ

地域資源を活用した収集型コンテンツを制作すること。

企画にあたっては、福岡県香春町の「おじさんトレカ」などを参考とした地域資源を活用した内容とし、多賀町の実情に合わせる。また、図書館の専門性を生かし、NDC 分類に関連付けた分類やストーリー性を持たせるなど、読書活動および地域学習を結び付ける工夫を取り入れることが望ましい。

提案者の負担を減らすため、プロポーザル段階での詳細なデザイン案は不要とし、企画意図がわかるテキストやラフ案で可とする。費用を抑えるためのシンプルな仕様も歓迎する。

制作数量は以下を目安とするが、提案上限額の範囲内で最大の効果が得られるよう、種類数や印刷枚数を減らすなど柔軟に調整して提案してよい。

想定数量・仕様 10 種類程度、各 50 枚程度

7 提案事業の内容

提案者は、必須事業を確実に実施した上で、提案上限額の範囲内で実施可能な場合に、次の提案事業を行うことができる。

なお、以下に挙げるものは例示であり、受託者からの独自提案を妨げるものではない。

(1) 謎解きを活用した読書活動の企画・制作【提案】

提案者は、提案上限額の範囲内で実施可能な場合、子どもが楽しみながら本や図書館に親しめるよう、謎解きの要素を活用することを提案することができる。

謎解きキットは提案上限額内で受託者が作成する提案の他、発注者の庁内プリンタ（モノクロ）で印刷することを前提とした印刷用データの作成までの提案も可能である。

- ア 謎解きの実施形式（紙媒体配布型、館内周遊型、QR・デジタル活用型等）
- イ 対象とする年齢層・難易度の設定
- ウ 所要時間・実施期間・参加人数の想定

(2) YouTube を活用した映像発信【提案】

提案者は、提案上限額の範囲内で実施可能な場合、YouTube を活用した映像発信を提案することができる。提案する場合は、次の事項を含めること。

ア YouTube アカウント・チャンネルの取得・設定支援

（発注者が指定するメールアドレス、管理者情報、運用方針等に基づき、発注者の管理下で取得すること。受託者個人または受託者の法人アカウントに紐付けた形で公式チャンネルを開設してはならない。）

イ チャンネル名・説明文・アイコン・ヘッダー・リンク・基本情報等の設定支援

ウ 動画（ダイジェスト版等）の掲載作業（タイトル・説明文・サムネイル・字幕・公開範囲・再生リスト等の設定を含む）

エ コメント機能の設定（教育目的・誹謗中傷防止の観点から、無効化または制限を含めて発注者と協議の上設定）

オ 管理者権限の設定、2 段階認証等のセキュリティ設定

カ アカウント管理・引継情報（チャンネル名、URL、管理用 ID、復旧用メールアドレス、2 段階認証設定状況、掲載動画 URL 一覧、公開設定内容等）の整理・引継ぎ

キ アクセス数向上のための工夫（ショート動画の活用、サムネイル・タイトルの工夫、再生リスト設計、町公式 SNS との相互送客等）

提案にあたっては、次の事項を明らかにすること。

- ア 次年度以降の運用・管理に係る費用の有無
- イ 発注者側で更新・管理が可能かどうか
- ウ 本年度の運用経費（提案上限額に含むこと）

(3) 高度な参加促進の仕組み・継続モデルの企画提案【提案】

提案者は、提案上限額の範囲内で実施可能な場合、必須事業の制作物に加え、以下の要素を取り入れた「高度な仕組み」や「継続モデル」を提案することができる。

- ア 収集要素（カード集め等）や、交流要素（子ども同士の関わり等）を取り入れた企画
- イ 図書館だけでなく、学校図書館や地域施設等で「一体的」に活用できる仕組みの設計
- ウ 翌年度以降も、発注者側が低コストで「継続活用」できる仕組みの構築
- エ 上記の企画において実際に子どもに配布・活用する実物（収集カード、シール、台紙、達成証など）の制作および納品

(4) その他の追加提案【提案】

提案者は、提案上限額の範囲内で実施可能な場合、その他の追加提案を行うことができる。

8 著作権等処理支援

受託者は、本業務の実施にあたり必要となる著作権、肖像権その他の権利処理について、発注者と協議の上、使用許諾手続きの助言、支援および実務の代行を行うこと。

主な支援内容は、次のとおりとする。

- ア 書影使用許諾
- イ 映像使用許諾
- ウ 音楽使用許諾
- エ 肖像権処理
- オ SNS 掲載を前提とした権利確認（提案により YouTube を活用する場合は、YouTube 掲載を前提とした確認を含む）
- カ 出演者、保護者、関係者等の同意取得に必要な様式作成支援
- キ 第三者素材を使用する場合の権利関係資料の取りまとめ

なお、著作権使用料、音楽使用料、書影使用料、第三者素材の使用料、出演謝礼その他の実費が発生する場合であっても、すべて提案上限額の範囲内に含めるものとする。

9 協議会への出席

受託者は、発注者が開催する「多賀町読書まちづくり協議会」に年 5 回程度出席するものとする。

なお、受託者は協議会の構成員ではなく、オブザーバーとして出席し、専門的見地から説明、情報提供

および技術的助言を行うものとする。

協議会における意思決定は、発注者および協議会構成員が行うものとする。

受託者は、協議会において説明または報告が必要な事項について、発注者の求めに応じて資料および記録を作成すること。なお、受託者が作成する資料および記録は、自らの説明事項、確認事項、対応事項を整理した簡易なものとし、詳細な議事録の作成は求めない。

出席方法は、対面とする。

10 成果品

受託者は、本仕様書記載の形式により次の成果品を発注者に納品すること。

電子データの納品形式、ファイル形式、メディア等は発注者の指定に従うこと。

(1) 必須成果品

No.	成果品	数量
1	業務実施体制、業務工程表、校正スケジュール	1 式
2	読書プロモーション映像 本編データ	1 本
3	読書プロモーション映像 ダイジェスト版データ	2 本
4	SNS 投稿用素材（投稿文案・ハッシュタグ案・投稿手順書）	1 式
5	読書リスト	1,700 部
6	読書ビンゴ要素	チラシまたは読書リスト内に 1 ページ程度掲載
7	ポスター	100 枚
8	チラシ	1,000 部
9	のぼり旗	20 枚
10	感想文集印刷用データ	1 式
11	デジタルコンテンツ等および地域資源カード等	1 式
12	各種デザインデータ	1 式
13	著作権・肖像権等の許諾関係資料	1 式
14	業務完了報告書（協議会の資料を含む）	1 式

(2) 提案成果品

提案事業を実施する場合は、提案内容に応じて成果品を納品すること。YouTube を活用する提案を行った場合は、YouTube 関連情報（チャンネル情報、引継情報等）を提案成果品として納品すること。

11 検査および修正対応

受託者は、成果品の納品前に発注者の確認を受けること。発注者から修正の指示があった場合は、受託者は発注者と協議の上、必要な修正を行うこと。

受託者は、各制作物について、発注者による確認および校正の機会を設けること。校正および修正の回

数は、原則として各制作物につき2回程度とする。

制作物については、納品期限までの最終納品または掲載に支障が生じないように、確認、校正、修正、再確認に必要な期間を見込んで工程管理を行うこと。

業務完了後、発注者の検査に合格した時をもって業務完了とする。

12 著作権等の取扱い

(1) 成果品の著作権および利用許諾

本業務により作成された成果品（映像、画像、デザインデータ等）の著作権は、原則として受託者または正当な権利を有する第三者に留保されるものとする。

ただし、受託者は発注者に対し、多賀町立図書館業務ならびに多賀町における教育、生涯学習および読書推進に関する目的のために行う利用である限り、当事業の成果品を地域および期間の制限なく無償で使用、複製、上映、公衆送信、展示、配布および改変して利用すること（発注者が別の事業者へ委託してこれらを行わせる場合を含む。）を包括的に許諾するものとする。

(2) 第三者の権利の処理

成果品の制作にあたり、第三者が権利を有する著作物（音楽、写真、イラスト素材、フォント等）を使用する場合は、受託者の責任と負担において、発注者が前項の範囲内で二次利用や改変を行うことができる利用許諾を得たものを使用すること。万一、第三者から権利侵害等の申し立てがあった場合は、受託者の責任と負担において解決するものとする。

(3) 著作者人格権の不行使

受託者は、発注者および発注者が指定する第三者が、第1項に定める目的の範囲内において成果品の改変等を行うことに対し、著作者人格権を行使しないものとする。また、受託者は、本業務に関与した再委託先その他の著作者をして、著作者人格権を行使させないものとする。

13 個人情報および肖像権の取扱い

受託者は、本業務の履行にあたり知り得た個人情報を適正に管理し、発注者の承諾なく第三者に提供してはならない。

児童生徒その他出演者の撮影、録音、氏名掲載、インタビュー掲載等を行う場合は、発注者の指示に従い、本人および保護者等の同意確認に必要な支援を行うこと。特に、ダイジェスト版映像を町公式 SNS（LINE・Instagram）で発信すること（拡散・保存される可能性を含む）について、本人および保護者等の同意を得られるよう、同意書様式の作成等の支援を行うこと。

また、撮影を希望しない者が映り込まないように十分配慮すること。

業務完了後は、発注者の指示に従い、個人情報を返却、廃棄または消去するものとする。

14 情報セキュリティ

受託者は、不正アクセス、情報漏えい等を防止するため必要な情報セキュリティ対策を講じること。個人情報を含むデータの送受信・保管時はパスワード設定等の適切な措置を講じること。

15 再委託の場合の条件

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。なお、再委託を行う場合であっても、本業務に関する受託者の責任は免れないものとする。

16 その他

本仕様書に定めのない事項、または業務の履行にあたって疑義が生じた事項については、発注者と受託者が誠意をもって協議の上、決定する。